

2019年1月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

THE  すまいの
保険
個人用火災総合保険

個人用火災総合保険改定のご案内

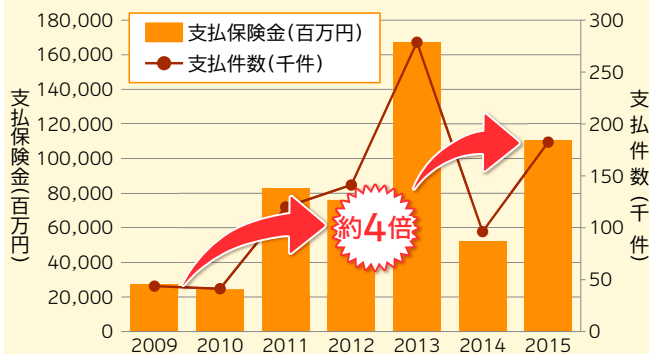
1. 保険料の改定

近年、大型台風やゲリラ豪雨等、自然災害による大きな被害が多発しており、風災や水災による保険金のお支払は保険会社全体で増加傾向にあります*。また、住宅の老朽化に伴う給排水管からの水濡れ事故が増加しています。

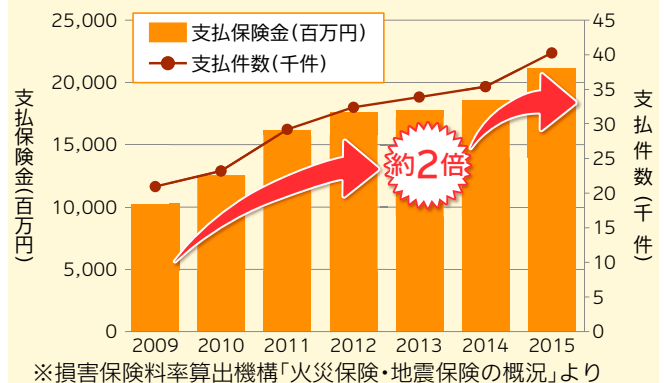
今後も安定的に補償をご提供していくために、このような火災保険を取り巻く環境を保険料に反映させました。

*2013年は雪災の影響で例年に比べ支払が増加

【風雹雪災・水災保険金の支払件数と金額(全社ベース)】



【水濡れ損害保険金の支払件数と金額(全社ベース)】



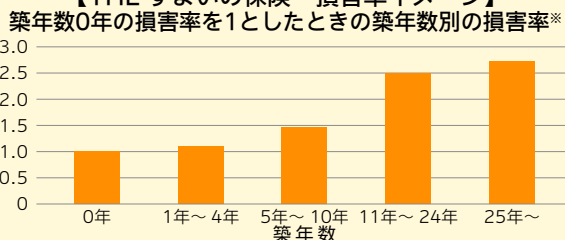
出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース



出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

2. 築年数別割引の新設

【THE すまいの保険 損害率イメージ】



上記損害率*は2010年度～2016年度のTHE すまいの保険の住宅建物の実績
※損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

THE すまいの保険においても、自然災害や水濡れ事故は増加傾向にあり、その事故件数は建物の築年数と関連します。一般的に建築年が新しい建物ほど、技術の進歩により耐火・耐風性能等の防災機能が高く、火災保険のお支払が減少傾向にある一方で、建築年が古い建物は給排水設備の劣化による水濡れ事故の多発等、火災保険のお支払が増加傾向にあります。

そこで、**築年数別割引**を導入し、建物の築年別の保険金の支払実態を考慮した保険料体系に改定しました。

3. 築年数別割引について

以下の条件を満たす火災保険料に対して、築年数別割引が適用されます。

保険始期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険始期日が2019年1月1日以降であること ・ 保険始期日が、建物の新築年月から10年11か月後の月末までにあること
保険の対象	建物 ※ 建物と家財一式の両方を保険の対象としてご契約いただいた場合であっても、家財一式に割引は適用されません。 ※ 地震保険に割引は適用されません。

- ❖ 新築年月が不明の場合、築年数別割引は適用できません。
- ❖ 新築年月とは、建物の竣工年月(完成した年月)をいいます。ご申告いただく新築年月が新築年のみの場合、新築月を「1月」とみなして保険料が計算されます。
- ❖ 適用される割引率は、保険始期日時点の築年数・保険期間等により異なります。

4. THE すまいの保険の見直しのポイント

ご要望に応じたプラン設計が可能な商品ですので、お客さまのご予算に合わせてご契約内容の見直しが可能です。

臨時費用保険金の 支払割合・支払限度額の見直し

損害保険金にプラスしてお支払いする臨時費用保険金の支払割合・限度額の見直しが可能です。

支払割合・限度額にはどんなパターンがあるの？



次のパターンからご選択いただけます。臨時費用保険金の設定によって、思わぬ出費に備えることが可能です。

臨時費用保険金の契約パターン

損害保険金×30% 限度額300万円	↑ 高 ↓ 低
損害保険金×30% 限度額100万円	
損害保険金×20% 限度額100万円	
損害保険金×10% 限度額100万円	
なし	

↑
高
↓
低

自己負担額の見直し

「自己負担額」とは、損害保険金をお支払いする事故が発生した場合に、損害額のうちお客さまが自己負担するものとして設定する金額をいいます。

自己負担額を変更すると、支払額はどのように変わるの？



「損害額－自己負担額」をお支払いしますので、例えば、損害額100万円の火災事故が起きた場合、自己負担額10万円ですと、90万円のお支払いとなります。自己負担額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて、保険料を抑えることが可能です。一方で、事故時にお客さまが自己負担する金額が大きくなりますので、ご注意ください。

自己負担額の設定パターン

0円	1万円	3万円	5万円	10万円
----	-----	-----	-----	------

高 ← 保険料 → 低

(注) 契約プランによっては自己負担額0円・1万円は選択できません。

補償内容(契約プラン等) の見直し

THE すまいの保険では、いくつかの契約プランのご用意があります。また、補償を充実させる特約のご用意もございます。現在のお客さまのニーズに合わせて、契約プランの見直しが可能ですので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」などをご確認ください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
〈連絡先〉 <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

お問い合わせ先